

令和6年9月吉日

関係者各位

指定管理者 中小企業振興会館マネジメントグループ
代表団体 公益財団法人名古屋産業振興公社
理事長 下山 浩司

アジア・アジアパラ競技大会による名古屋市中小企業振興会館(吹上ホール)貸し止め期間前後の利用調整について

日頃は名古屋市中小企業振興会館（吹上ホール）をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、第20回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）及び愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会（以下「アジア大会」という。）による展示施設の貸止め（令和8年5月7日～11月30日予定）により、前後の貸出し可能期間に利用申し込みが集中することが想定されます。皆様に出来るだけ公平かつ効率的に施設をご利用いただけるよう、利用調整に関して別紙のとおり基準を定めますのでご確認ください。皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

お問合せ

名古屋市中小企業振興会館 営業課

電話：052 - 735 - 2111

アジア大会による名古屋市中企業振興会館 貸し止め期間前後の利用調整基準

平時は利用調整にあたり主に例年の利用実績を重視してきましたが、アジア大会の前後の期間は例外的に下記の基準で調整を行います。

記

1 適用期間 令和8年 1月4日～令和8年5月6日

令和8年12月1日～令和9年3月31日

2 適用施設【吹上ホール】【第1ファッション展示場】【第2ファッション展示場】

3 受付開始時期

(1) 2年前の属する月の初日

全展示場(吹上ホール、第1ファッション展示場、第2ファッション展示場)及び全催事場(メインホール、展望ホール)を同時利用(以下「全館利用」という。)する催事

(2) 13か月前の属する月の初日

産業振興目的(展示会、企業個展、販売会等)で利用する催事

(3) 10か月前の属する月の初日

産業振興目的(展示会、企業個展、販売会等)以外で利用する催事

4 調整方針

申込開始初日に受付けた催事について調整を行い、その後は随時申し込みを受け付ける。

(1) 2年前受付可能催事

2年前の属する月の初日に受付を開始して優先的に利用調整を行う全館利用催事は、令和4年4月～6年7月末に全館利用の開催実績がある催事に限定する。

※開催日程については調整をお願いする場合があります。

(3) 13か月・10か月前初日受付開始催事

(1)以外の催事(13か月前・10か月前の属する月の初日に受付を開始する催事)については、次のとおり優先順位を設定する。

≪13 か月前・10 か月前 初日受付開始催事 優先順位≫

1 近年利用実績がある催事

令和4年度～6年度に利用実績（6年度は申込を含む）がある催事を優先する。
当該催事における優先順位は原則として次の順番とし、同順位の場合は抽選する。

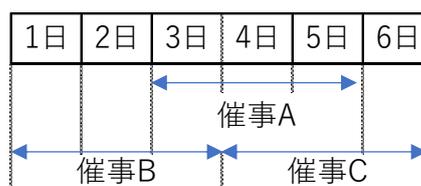
① 複数施設同時利用の催事

「吹上ホール」「第1ファッション展示場」「第2ファッション展示場」のいずれかを同時に複数施設利用する催事

（令和4年4月～6年7月末に複数館利用の実績がある催事に限る）

② 前後の催事との組み合わせにより、合計利用日数が最大となる催事

※例 右図の場合、催事B、Cを優先します。



③ 利用日数が長い催事

2 近年利用実績がない催事

1に該当する催事の調整終了後、1に準じた優先順位で調整する。

5 申込み・利用調整方法

(1) 申込み（従来どおり）

- 初日受付申込希望者は、調整用の申込書に必要事項を記載のうえ、該当する月の初日までに中小企業振興会館営業課（以下「営業課」という。）へ提出する。

※調整用の申込書は同封したものをお使いください。また、営業課(052-735-2111)へご連絡いただければ、E-mailにてお送りすることも可能です。

※希望日程が月をまたぐ場合は、早い月を基準としてお申込みください。（状況により調整が翌月までかかる場合があります。）

- 調整用の申込書には、希望日程を第1希望～第3希望まで記載する。

※希望日程以外では催事を行わないという場合は、第1希望までもしくは第2希望までの記載も可とします。

(2) 利用調整

- 第1希望の日程に他に希望する申込者がいない、もしくは優先順位が最も高い場合は第1希望の日程の利用を可能とする。

- 第1希望の選に漏れた場合は、第2希望の日程にて他に希望する申込者がいない、もしくは優先順位が最も高い場合には第2希望の日程の利用を可能とする。

- 第2希望の選に漏れた場合は、第3希望の日程にて他に希望する申込者がいない、もしくは優先順位が最も高い場合には第3希望の日程の利用を可能とする。

- 優先順位が同じ催事がある場合は抽選を行う。抽選方法は別に定める。

（注1）令和9年度に関しては、今回の適用期間を除外して、令和5年度、令和6年度及び令和7年4月～12月の利用実績を基準に調整いたします。

（注2）今回の適用期間中は、利用調整にあたり同業催事の同時開催回避措置（例：吹上ホールと第1ファッション展示場で別の主催者の家電催事が重ならないようにする。）は行いません。了承の上お申し込みください。